

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**監査公表**

- 平成27年度定期監査（工事監査）の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成26年度包括外部監査の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

**監 査 公 表**

静岡市監査公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成28年 5 月11日

静岡市監査委員	村 松	眞
同	杉 原	賢 一
同	浅 場	武
同	岩 崎	良 浩

記

1 平成27年度工事監査

平成26年度 静病施第2号 静岡病院放射線治療室等設置工事[都市局 建築部 公共建築課]

**【指摘事項】**

既存建物の部分解体や仕上材の除去に伴い、露出する既存躯体の欠損部やジャンカ等が見られたが、明確な補修方法が書面等で示されていないかった。改修後であっても、既存躯体による構造であることから、主要躯体(柱・梁等)の不備は、適切な補修方法で強度維持

を図るべきであり、施工者に対し変更対象として明示すべきであった。

【措置の状況】

既存躯体のジャンカや欠損部は、着手後の既存躯体の不具合箇所調査により確認し、<sup>はっ</sup>り工事の補修（断面修復材）に準じて行っていましたが、通常工事内で行う補修程度なので、書面での指示は行っていませんでした。

今後は書面による補修箇所や補修方法等の指示を行い、適切な施工監理に努めていきます。

---

静岡市監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長及び静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成28年 5 月11日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

記

1 平成26年度包括外部監査（委託契約の事務の執行について）

(1) <学校給食用物資購入事務及び小・中学校給食補助業務> [学校給食課]

ア 学校給食会の管理運営費について

【指摘事項】

市が学校給食会へ支払っている委託費の中には、役員報酬、外部監査費用、備品購入費などが含まれていることが判明した。これらの費用は、静岡市学校給食会という組織の管理運営費であって、委託業務の対価ではない。

市は、現状の積算方法を見直し、適正な委託業務の対価を算定する必要がある。また、運営費を支出する場合には、委託費としてではなく、補助金等として支出の妥当性を検

討する必要があると考える。

イ 静岡市と静岡市学校給食会の関係について

【指摘事項①】

静岡市と学校給食会との関係は、業務の委託以外に明文化されたものはなく、給食費の取り扱いについては、明確な取り決めがない。

保護者から多額の給食費を徴収している以上、市は、市民への説明責任を果たすことが必要である。静岡市と静岡市学校給食会との間で、学校給食費の取り扱いや両者の関係を明確にし、それらを明文化しておくことが必要と考える。また、今後は、公会計への移行といった流れも視野に入れ、市と学校給食会のあり方について検討しておくことが必要と考える。

【指摘事項②】

学校給食会では多額の資金が取り扱われているが、保護者から預かった多額の資金について、市の監査等を行われていない状態となっている。

これは、市による学校給食会の管理運営費の援助が、補助金ではなく、委託費を通して行われてきたことに起因するものと考えられる。学校給食会が市の財政援助を必要とするのであれば、それは委託費ではなく、補助金として支出すべきである。それにより、市の財政援助団体として、必要に応じて監査を行うなど、市の積極的な管理監督を強化する必要があると考える。

【措置の状況】

物資の共同購入事務等は、本来市が行うべき業務であるが、静岡市学校給食会（以下「給食会」という。）に委託することで、効果的・効率的に学校給食事業を行っています。

委託業務内容については、積算項目について当課の認識不足もあったことから、平成28年度予算要求に際しては、積算方法を見直し、役員報酬については当該業務を行う事務責任者として人件費に計上し、また、外部監査費用や備品購入費の項目は削除し、一般管理費、業務管理費を計上することで、適正な対価を算定しました。

給食会は、昭和33年の発足以来、給食用物資の代金の支払いや給食の研究などを行い、本市の学校給食に関わってきた経緯があります。

また、給食会は、学校給食の円滑な運営とその充実を図ることを目的としており、昭和49年度からは、本市から「給食物資購入事務」を受託し、安心・安全な学校給食用物資を安定的に供給する業務を行い、今日に至っています。

給食会は、給食用物資の食材選定及び調達に関する専門的かつ豊富な知識・情報を有している他、事務責任者に学校現場の状況をよく把握している元校長職を充て、学校給食センターやその配食校との緊密な連携を図るとともに、給食費の徴収についても、納付率の向上に取り組むなど、重要な役割を担っています。

このように、給食会は、本市の学校給食事業の一端を担い、長年に渡り学校給食の円滑な運営に大きく貢献しており、今後もなくしてはならない団体であるため、その体制を確認し、確固たる組織としての基盤作りを給食会とともに検討していきます。

(2) <東部・北部・中吉田学校給食センター汚水処理施設管理運転業務>積算と実績の乖離について [学校給食課]

**【指摘事項①】**

この業務において、薬剤の使用実績は、市が予定している使用量の30%程度に過ぎず、その分、実態よりも、市の積算価格は高く算定されている。つまり、市の積算金額は、公社の実質的な負担額よりも高く見積もられており、契約金額も高いものとなっている。

積算金額については、環境公社の薬剤の使用実績を考慮して、算定する必要があると考える。

**【措置の状況】**

平成27年度の契約において、過去3年間の薬剤使用実績量の平均値から使用見込み量を算出し、適切な委託業務量の積算を行いました。

**【指摘事項②】**

この業務では、業務完了後に実施報告書を入力し、業務の実施状況について確認を行っている。しかし、所管課では、薬剤使用量について、積算と実績とが乖離していることに気づいてはいなかった。

前年度の実施報告書の結果を精査し、当初の設計と乖離している部分については、原因を究明し、次の年度の契約に反映させるという、PDCAサイクルの確立に努める必要がある。

**【措置の状況】**

今後も、業務完了後の実施報告書において、業務の実施状況や薬剤使用量について、積

算と実績との乖離がないかしっかりと確認し、次年度の契約に反映するよう適切な管理を行います。

(3) <教育委員会文書送達業務委託>契約違反(再委託)について [教育総務課]

**【指摘事項①】**

この業務委託では、契約書において、再委託を禁止しているにもかかわらず、業務の一部が再委託されている。これは契約違反にあたる。再委託を行うのであれば、契約書の規定を変更しておく必要がある。

**【措置の状況】**

平成26年度の委託契約から、市の書面による承認を受けた場合は再委託可能である旨の条項を追加し、契約書の規定を変更しました。

**【指摘事項②】**

また、再委託を実施するにあたり必要となる再委託の承認手続、必要書類の入手など、市の定めた事務手続が行われていない。再委託を行うのであれば、これらの事務手続についても、漏れなく実施する必要がある。

**【措置の状況】**

平成26年度の委託契約から、再委託の承認手続、必要書類の入手など、市の定めた事務手続を契約書及び業務仕様書に明記しました。また、これらの再委託に必要な事務手続についても、平成26年度委託業務から漏れなく実施しました。

(4) <教育委員会文書送達業務委託>再委託が行われた経緯について [教育総務課]

**【指摘事項】**

この業務では、契約書上、再委託の禁止を明記している。受託者の請負に業務を行わせることが、契約書に違反していることは明らかであった。契約内容についての担当者の理解不足、再委託禁止という市のルールの認識不足がうかがわれる。また、契約書に違反している事実を知りながら、結果的には、そのまま放置していたことにも問題がある。

このような事態を避けるため、委託契約の業務内容について、担当者の理解、認識を高めるとともに、契約課との連携についても、強化しておく必要があると考える。

**【措置の状況】**

課内の委託業務担当者が共通の認識のもと、業務を進めることが出来るよう、委託業務全般の考え方やルールを課内研修により再確認し、理解の徹底を図るとともに、契約課と連携し、毎年のルール変更を必ず確認する等委託業務への管理体制も強化しました。

**(5) <教育委員会文書送達業務委託>主たる業務の再委託について [教育総務課]****【指摘事項①】**

所管課には、主たる業務を再委託しているという認識がなかったとのことである。課内において、市のルールの理解の徹底を図り、委託業務の管理体制を強化する必要があると考える。

**【指摘事項②】**

この業務では、市のルールに反し、主たる業務の再委託が行われていた。

主たる業務の再委託については、市のルールに抵触していることを理由に止めるべきなのか、あるいは、コスト効率等を考慮して継続すべきなのか、まずは所管課と契約課で検討する必要がある。そのうえで、主たる業務の再委託を継続すると決めた場合には、この再委託を例外的に妥当と判断した合理的な理由について、市民に対し明確に説明する必要があると考える。

**【措置の状況】**

民間業者が行う信書便業務の再委託については、民間事業者による信書の送達に関する法律第23条第1項に総務大臣の認可を受けなければならないとされ、また、同条第2項では、総務大臣は、認可の申請がある場合、当該委託を必要とする特別の事情があり、かつ受託者が当該業務を行うのに適している者であるときは、認可をしなければならないとされ、当該認可の審査基準は、①信書便の業務の一部を委託するほうが自ら当該業務を実施するよりも経済的であること、②信書便物の秘密の保護が確保されていること、③信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていることなどが定められています。

このことは、信書の送達は、法に基づく一定のルールの中で、規制緩和の流れを受け、信書便物の秘密の保持が確保されることなどを前提に、信書便取扱事業者やそこから再委託を受ける民間事業者にも門戸を広げたものと解されます。

本市は、委託契約における再委託の適正な執行について、契約課長通知により、①主たる業務でないこと、②社会通念上妥当であること、③相手先の履行能力に疑義がなく、当

該業務の見積執行参加者でなく、かつ、再委託契約金額が妥当であること、④その他契約の適正な執行に支障が生じるおそれがないことの4項目を総合的に判断して承認することとしていますが、本件業務の再委託を承認したことについては、この法で認められた信書便の取扱いのルールを勘案した上で、本市の再委託承認ルール4項目を総合的に判断し、社会通念上妥当であるものに該当するものと解して再委託を承認したものであると理解しています。

(6) <区役所間連絡業務、地区センター文書送受業務>主たる業務の再委託について [行政管理課]

**【指摘事項①】**

区役所間連絡業務、地区センター文書送受業務ともに、どちらも再委託されているのは、主たる業務そのものである。静岡市では、主たる業務の再委託を禁止している。所管課には、主たる業務を再委託しているという認識がなかったとのことである。課内において、市のルールの理解の徹底を図り、委託業務の管理体制を強化する必要があると考える。

**【指摘事項②】**

この2業務では、市のルールに反し、主たる業務の再委託が行われていた。

主たる業務の再委託については、市のルールに抵触していることを理由に止めるべきなのか、あるいは、コスト効率等を考慮して継続すべきなのか、まずは所管課と契約課で検討する必要がある。そのうえで、主たる業務の再委託を継続すると決めた場合には、この再委託を例外的に妥当と判断した合理的な理由について、市民に対し明確に説明する必要があると考える。

**【措置の状況】**

(5) **【措置の状況】**と同じ。

(7) <区役所間連絡業務、地区センター文書送受業務>積算価格の算定方法について [行政管理課]

**【指摘事項】**

レンタカーの賃借料には、事業者の利益も含まれているため、運搬頻度が高い業務にレンタカーの単価を適用すると、実例価格に比べて相対的に高い金額となる。区役所間連絡業務のように、車両の運搬頻度が高い業務では、適正な原価計算にもとづいて、車両経費

の積算価格を計算するべきである。

**【措置の状況】**

平成26年度までは、当該業務に係る車両経費の積算に民間レンタカー会社6社の車両借り上げ単価をもとに行なっていたが、平成27年度における当該業務の車両経費算出にあたっては、輸送原価計算の指標となる計算方法を用い、適正な原価計算に基づく車両経費の算出方法に改めました。

(8) <駿府楽市「特産品展示コーナー」管理運営業務>委託の理由の具体性について [産業振興課]

**【指摘事項】**

業務を委託する理由として、何がどのように「効率的」なのかについて、具体的には記載されていない。現状の記載だけでは、内容が不十分であると言わざるを得ない。

委託の理由については、より具体的に記載する必要がある。

**【措置の状況】**

本事業の目的は、「本市地場産品の情報発信」であるが、事業実施にあたり、

- 1 市が持っていない地場産品の展示・PRのノウハウ、地場産業界とのネットワーク、調整力が必要である
- 2 地場産品の販売を通じた情報発信を図りたいが、市は地場産品を直接販売する立場にない

以上の理由により、市が直接同事業を実施するより、委託して実施するほうが本事業の目的を達成できることから、委託により事業を実施しています。